



東京都

令和6年度  
初任者研修等資格取得支援事業



# 介護の資格が 無料で取得できます



## 対象者

東京都内で高齢者介護業務への就労を希望する方

### 対象外

- × 中学生以下の方
- × 介護職員初任者研修と同等以上の資格をお持ちの方
- × すでに介護施設で就業している方
- × 就職内定の状況にある方

**注意** その他、介護業務への就労意思が確認できない場合や、資格取得の見込みがないと判断される場合等は、申込を受け付けられないことがあります。

## 利用要件

**人材センターに求職票登録**をすること

(高校生及び高専学生(第3学年まで)は必須ではありません)

※来所のほか、求人サイト「福祉のお仕事」からインターネットで登録できます。

## 対象の研修

### ● 介護職員初任者研修

※令和6年度は生活援助従事者研修の対象講座の開講はありません。

費用

# 無料

※ただし、研修受講先までの交通費や昼食代等は自己負担となります。

## 受講期間

令和7年2月28日(金) まで

※対象講座を人材センターホームページでご確認の上、**各講座の締切【必着】**で**お申し込み**ください。なお、応募状況により受付終了が早まる可能性があります。

お問合せ先

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

東京都福祉人材センター(介護人材担当) TEL 03-5211-2910

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター 7階

東京都福祉人材センターホームページ

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/jinzai/>

フクシロウ

検索

※本事業の詳細はホームページでご確認いただけます。



申込方法や利用の流れは中面でご確認ください。



事業の利用  
に  
必要なこと

## 人材センターに求職票登録をしてください

(高校生及び高専学生(第3学年まで)は必須ではありません)。  
※求職票登録は来所のほか、求人サイト「福祉のお仕事」からインターネットで登録できます。



### 1 申込み(希望講座開講日のメ切必着)・就業相談

受講講座を人材センターホームページの「講座一覧」から選択

所定の申込書に必要な事項を記入し、講座ごとの締切までに提出(来所・郵送)。

申込書提出時、**就業に向けた相談で介護職としての就業意思を確認**します(郵送の場合は電話にて30分程度)。

- ※高校生及び高専学生(第3学年まで)は必須ではありません。
- ※申込書に不備がある場合や、電話が繋がらないなどにより相談ができない場合は、申込受付できません。
- ※申込書には課題作文があります。



### 2 受講決定通知

- 受講が決定した講座の**10日前を目安**に人材センターより受講決定通知が発送されます(郵送)。

※希望開講日まで一週間を切っても「受講決定通知」が届かない場合には、人材センターまでご連絡ください。

### 3 受講案内

- 研修受講先からの受講案内が開講日の**3日前**までに届きます。内容を確認してください。

※開講日の3日前までに「受講案内」が届かない場合には、受講決定通知に記載している研修受講先へご連絡ください。

### 4 講座受講

- 講義日程・演習日程を含め、各研修先の定める講座をすべて履修します。

※受講先の指示に従わない・他の受講生の迷惑となるような場合は受講中断となる可能性もあります。

### 5 人材センターにて修了証明書受取

- 講座修了後、人材センターより「修了証明書交付通知」が届きます。
- 通知が届いたら**人材センターに来所して修了証明書の交付を受けてください。**

※交付時は、相談窓口であらためて就業に向けた相談を受けます。  
※ご本人確認のため、身分証明書のご提示が必要です。必ずご持参ください。  
※本事業に関するアンケートにも回答していただきます。終了後も人材センターの各種事業をご活用ください。また、資格取得翌年度(6月頃)に人材センターより「資格取得後の就労状況」に関するアンケートが届きますので、ご協力ください。



## その1 心構え



- 資格取得後に都内で介護職として働きたいという目的を持った方が対象です。
- 全研修日程に参加できることが申込みの条件です。

## その2 欠席・キャンセル・再申込について



- 研修受講日に授業を遅刻・欠席する必要がある場合は、必ず研修受講先に連絡してください。
- 授業を欠席され、補講となった場合でも、本事業期間内(令和7年2月28日まで)に修了しない場合、補講費用をご自身でご負担いただく場合もあります。補講について事前に把握されたい場合は申込前の段階で研修受講先に連絡をして確認してください。
- 希望の研修先で受講決定とならなかった場合、人材センターよりご相談の連絡をいたします。
- 受講決定通知前にやむを得ず講座変更やキャンセルの必要が生じた場合、速やかに人材センターにご連絡ください。なお、受講決定通知後の講座の変更やキャンセルはできません。またキャンセルに伴う本事業の再申込は、今年度に限りできません。

## その3 講座受講にあたって



- 本事業を利用しての研修受講料は無料です。ただし、研修受講先までの交通費や食費が必要な場合は自己負担となります。また、実習を含む研修の場合、健康診断書の提出が必要な研修受講先があります。受診料は無料ですが一時的な立替を求める研修先もありますので事前に人材センターホームページ掲載の「研修講座一覧」にてご確認ください。

### 注意

研修受講先の指示に従っていただけない場合や、他の受講生の迷惑となるような場合は受講中断となる可能性もあります。その場合、今年度に限り本事業への再申込ができません。

初めての方向け!

# 介護職に必要な知識・技術が学べる研修



	介護職員初任者研修	生活援助従事者研修 ※今年度は対象講座の開講はありません。
働ける業務	訪問介護や在宅・施設サービスで利用者の身体に直接触れる身体介護業務や生活援助業務を行えます。 \\ 両方OK! / <b>身体介護</b> <b>生活援助</b>	訪問介護サービスのうち、掃除・洗濯・料理などの日常生活の支援(生活援助業務)に限ります。 <b>生活援助</b> のみ
研修時間	130時間	59時間
講座の種類	<b>通学講座</b> 130時間すべて通学して直接指導を受けます。 <b>通信講座</b> 130時間のうち約40時間は自宅学習(レポートの提出など)となります。残りの約90時間は学校に通い直接指導を受けます。	<b>通学講座</b> 59時間すべて通学して直接指導を受けます。 <b>通信講座</b> 59時間のうち29時間は自宅学習(レポートの提出など)となります。残りの約30時間は学校に通い直接指導を受けます。
修了試験の有無	あり(1時間以上)	あり(30分以上)
施設実習の有無	任意(最大12時間)	あり(2時間以上)

高齢者介護の仕事には資格が必須でないものもあるものの、介護についての基本的な知識や技術のある人材を希望する求人が多くなっています。また、ホームヘルパー(訪問介護員)として働くには、介護職員初任者研修以上の資格が必須となります。

## よくあるご質問



- Q** 研修期間はどのくらいですか?

**A** 講座によって異なりますが、おおむね1か月~4か月程度です。土・日・祝日に開講するコースや夏休みコースもあります。研修日程や研修場所などは人材センターホームページで確認できます。
- Q** 通信講座なら通学は不要ですか?

**A** 通信講座でも15日程度は通学が必要です。
- Q** 通信講座ではインターネット環境が必要ですか?

**A** 自宅学習において、インターネット接続の上で学習していただくことは原則ありません。テキストを使用し、レポート作成等を進めてください。
- Q** 修了試験はどのような内容ですか?

**A** 試験内容は事業者によって異なりますが、習ったすべての科目からまんべんなく問題が出されます。研修内容を振り返り理解を深めましょう。